

単 価 契 約 仕 様 書

1. 業務委託番号

飛環委施設－2号

2. 委託名

雑紙類運搬処分業務委託

3. 委託期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

4. 目的

紙資源の再生利用、再商品化を推進するため、飛騨市が収集委託事業者等を通じて分別収集した雑紙類（市の指定袋に入った雑紙類）を袋ごとリサイクルし、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的とします。

5. リサイクル対象物

(1) 雑紙類

(2) 市の指定袋

材質：低密度ポリエチレン製

サイズ：縦 870mm(700mm+手掲げ 170mm)×横 650mm、厚 0.035mm

(3) 稀に混入する異物（難処理古紙等）

6. 引き渡し予定数量

飛騨市リサイクルセンターに保管された雑紙（年間約120,000kg予定）を引き渡すものとします。

なお、雑紙の数量は、回収実績をもとに試算したものであり、実際の引き渡し量とは異なる可能性があります。

7. リサイクル対象物の引き渡し方

飛騨市リサイクルセンター（岐阜県飛騨市古川町谷16-2）の保管場所にて、市が収集した雑紙類を市の指定袋に入った状態で受託者に引き渡します。

引き渡しの日は、雑紙が市内で収集のあった日の翌日（木曜日）の午前8時から午後3時の間とします。

受託者は飛騨市から引き渡しの連絡があった日から、速やかに引き取り日程の連絡を飛騨市にするものとし、確認を受けて引き取り日程を決定するものとします。引き

取り後は速やかに受託者が発行する計量証明書を提出してください。

発注単位は原則10tトラック積載分とします。

8. 委託料の支払い

- (1) 受託者は、業務完了報告書を提出し、飛騨市が行う検査に合格した後に、速やかに委託料の請求をするものとします。
- (2) 飛騨市は、正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとします。
- (3) 委託料の合計金額がマイナスとなる場合は、受託者は、飛騨市の指定期限までに飛騨市の指定する口座にその売払い代金を支払うものとします。

9. 引き渡し方法等

引き渡しに係る費用（引き取り車両の準備及び引き渡し時の積込みを含む）は受託者が負担することとします。ただし、積込みをする重機については、飛騨市所有のショベルローダ（標識番号：飛騨000 る 283、車台番号：S50-06505、日立建機）、（標識番号：岐阜00 り 415、車体番号：8NB02296）を使用することができることとします。

また、引き渡し時に受託者の責めに帰する施設の破損等が発生した場合は、受託者において修繕対応を行うこととします。受託者の引き取り車両に積載を終了した時点で、物品の管理責任は受託者に移行することとし、受託者は、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、物品の飛散・流出防止対策を行い、安全運転に十分心掛けて運搬することとします。

10. 関係法令

当該業務遂行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守すること。

11. その他

- (1) 飛騨市は受託者に対し、引き渡した資源化対象物の資源化状況について随時報告及び資源化施設の立ち入り等を求めることができるものとし、受託者はその求めに誠意を持って応じることとします。
- (2) この仕様書に記載されていない事項については、飛騨市と受託者が協議のうえ決定することとします。
- (3) 引き渡し物には個人情報が含まれるため、取り扱いには十分注意すること。